

- ・「計画的回収債権」とは、税外未収金のうち、計画的に債権回収に取り組む債権をいう。
- ・目標回収額・率は、計画的回収債権について計画した。
- ・「計画的回収債権」においても、債務者の資力が乏しく分割納付を認めているもの、遠隔地居住等により面談・交渉が困難なものがある。
- ・「計画的回収債権」以外の「その他債権」は、回収に取り組むものの、債務者が所在不明、法人の事業休止し（事実上の倒産）等特別な事情があることから計画的な回収が難しいものである。